

(日本史 A プリント(8))

I、近代国家の成立 3. 立憲国家の成立と日清戦争

c. 民権運動の激化

①松方デフレの進展

・有力農民の経営難・生活難・[1 寄生地主] 化→運動に消極化(「[2 豪農民権]」の弱体化)

・一般農民の没落→急進化→自由民権運動と結合→[3 困民] 党の結成
(「[4 農民民権]」の展開)

②[5 激化] 運動の発生→豪農民権家の脱落

1882 [6 福島] 事件、以後 高田・群馬・加波山・飯田・名古屋・静岡の各事件が続発



③ 1884[7 秩父] 事件…秩父地方で、自由民権運動の影響を受けた貧農が蜂起

→[8 負債減免]・徴兵令改正・[9 地租] 減免

④民権政党の墮落

ア) 政府の懐柔策…[10 板垣退助]・後藤象二郎の洋行問題

弾圧策…[11 集会] 条例改正



・自由党と改進黨の対立激化、自由党内の対立激化

・激化事件の発生

イ) 1884 自由党中央→[12 解党] 宣言、改進黨→[13 大隈重信] ら脱退

ウ) 1886 [14 国権] 主義傾向の高まり=大井憲太郎ら[15 大阪] 事件を起こす

⑤ 1886 星亨(旧自由党)ら民権派の再統一をはかる([16 大同団結] 運動)

→1887[17 三大事件建白] 運動=[18 地租減免] [19 言論集会の自由] [20 外交失策の回復]

井上外相による条約改正交渉→民権派の上京運動活発化

→ 政府…[21 保安] 条例を出して弾圧…民権派を東京から追放

I、近代国家の成立 3. 立憲国家の成立と日清戦争

1889年、政府は伊藤博文をドイツに派遣、ドイツの憲法を手本にして大日本帝国憲法を作りました。しかしこの憲法は、主権が天皇であるとされ、国民は天皇の家来(臣民)でその権利は法律で定めるとされたため、国民の考えが生かしくいものでした。また議員を選ぶ選挙には、たかさんの税金を納めている25歳以上の男性しか投票できず、実際に投票できたのは、人口の1.1%しかありませんでした。

d. 憲法の制定

①政府の考え…(a) 反対派が議会開催をきっかけに政府の中枢に進出することをおそれる

→こうした目的を実現できる体制をもとめる

②[22 伊藤博文] らをヨーロッパに派遣→[23 ドイツ] 流の憲法理論を学ぶ

シュタイン(独)グナイスト(オーストリア)

③政治機構の整備

ア) 1884 華族令→上院([24 貴族院])の母体とする

イ) 1885 [25 内閣] 制度の創設 = [26 伊藤博文] を初代首相とする
← [27 太政官] 制の廃止

ウ) 天皇を保護する体制樹立… [28 宮内] 省独立、[29 内大臣]、[30 皇室財産] の創設
→ [31 宮中] と [32 府中] (一般政務) の別をつける

エ) 地方自治制度の確立… 市制・町村制、府県制・郡制などの整備
→ [33 地方名望家] (地域の有力者・大地主など) を地域の担い手とする

④ 憲法制定

1) 伊藤を中心に [34 井上毅] や [35 金子堅太郎]、顧問ロエスレルらが起草

→ 2) 天皇臨席の上 [36 枢密院] (天皇の諮問機関) で審議

→ 3) 1889 年 2 月 11 日 [37 大日本帝国憲法] 発布

⑤ 明治憲法の特徴

ア) [38 天皇の権限] の巨大さ

天皇の二面性… 政治的存在 = 「(b) 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」 (第1条)

神聖不可侵な存在 = 「(c) 天皇ハ神聖ニシテ犯スベカラズ」 (第3条)

天皇大権… 陸海軍の統帥権、[39 宣戦・講和] 権、[40 議会召集] 権、
[41 衆議院解散] 権、[42 緊急勅令] 権、[43 官吏] 任免権 など

イ) 大臣・裁判所 = [44 天皇] にのみ責任を負う (d) それぞれが天皇から選ばれたとの位置付け

ウ) [45 欽定] 憲法 (e) 国民の意向は問わず君主の命令によって作られた憲法

エ) 国民は [46 臣民] とされ、[47 法律] の範囲内で所有権や言論集会の自由などの権利が認められる

オ) [48 統帥] 権の独立… [49 軍隊] は内閣から独立し、[50 天皇] に直属する。

(f) 内閣や議会は軍の行動をチェックできない。軍の暴走を「止められるのは天皇のみ」

カ) 議会は [51 貴族院] と [52 衆議院] の二院制、同一権限

貴族院議員 = [53 華族] と勅撰議員 (g) 天皇によって任命された議員

衆議院議員の投票権 = [54 25] 歳以上の [55 男子] で (h) 直接国税25円以上を払うもの

議会は、条件付きながら [56 立法] 権や [57 予算] 承認権が認められる。

(i) 国民は帝国議会の予算案や法律案の審査を通じて国政に参加できるようになる

⑥ [58 皇室典範] = 皇位の継承などを定める